第5次船橋市男女共同参画計画素案に対する男女共同参画推進委員会委員からのご意見及び事務局の考え方

資料６

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
1	「働く場における女性活躍の推進」を、Ⅱとして独立させたことは評価したいと思います。	回答なし	市民協働課
2	全般的な話になりますが、講座・セミナーについては、オンライン形式も併用したハイブリッド方式を少しでも多く取り入れ、ひとりでも多くの市民が受講可能になるようにしていただけばと思います。 （5年後には、リアル参加しか出来ない講座・セミナーは、更に時代に適合出来ないものとなっていると予想いたします。）	ご意見のとおり、講座等の開催においては一人でも多くの市民が受講可能になるように配慮が必要であると考えます。 開催形式は、リアル開催、オンライン開催、ハイブリッド開催がありますが、リアル開催は参加者同士の深い交流等が期待できる、オンライン開催は参加しやすくどこでも受講可能である、ハイブリッド開催は両方の利点を持ち合わせており各参加者が希望や都合に合わせて選択することができるなど、それぞれメリットがあります。 各講座の目的や内容、対象者、効果等を考慮したうえで多くの参加者が参加し満足していただけるように開催形式を検討してまいります。	市民協働課
3	P19の「要介護（要支援）認定者数（船橋市）」では高齢女性の認定者数が男性の2倍以上になっています。 この傾向を示す原因が把握できているようであれば教えてください。具体的に把握できていない場合でも市としてどのようにお考えかご教示ください。 対人口比率では同程度の数値を示すのでしょうか。	本市の65歳以上高齢者の人口状況は女性の方が多く、その傾向は年齢が高くなるほど顕著になります。75歳以上になると女性が男性の1.5倍、85歳以上になると1.8倍となり、介護の必要性は年齢が高いほど高まるため、現状の認定者数のような傾向に顕れていると考えます。（人口構造との比較グラフは本資料の最後を参照） 本市では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・予防・生活支援・介護・医療が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを実現するため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定め、5 つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進し取り組んでいきます。 本計画（男女共同参画計画）においては、介護サービスの充実や地域での支えあいにより介護者の負担軽減を図るよう、各事業を定めて取り組みます。	介護保険課 地域包括ケア推進課 市民協働課
4	P37の「ひとり親世帯の推移（船橋市）」で直近で減少を示しています。 この傾向を示す原因が把握できているようであれば教えてください。具体的に把握できていない場合でも市としてどのようにお考えかご教示ください。 市の人口構造の変化でしょうか。	ひとり親世帯数が平成27年に比べて令和2年が減っていることについては、原因は把握できておりませんが、婚姻件数の減少（平成27年度5,632件、令和2年度5,069件）による影響などが要因と推察されます。 ※婚姻件数は船橋市統計書から	こども家庭センター 市民協働課
5	第5次計画の事業数は、第4次計画から大幅に増えています。効果的・効率的な推進には各事業を横断的に俯瞰することが一層必要だと感じます。市民協働課（特に男女共同参画係）の各課への助言・指導機能の発揮が今まで以上に必要になると思います。市民協働課におかれましてはご苦労を掛けることになりそうです。	ご意見のとおり、男女共同参画は様々な分野に関わります。船橋市では関係所属長で組織する男女共同参画庁内連絡協議会を設置しており、計画策定や事業報告書への意見をもらっております。 今後も、各事業所管課と連携し、計画の推進のために全力で取り組んでいきます。	市民協働課

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
6	P62「計画の総合的・効果的な推進」では「男女共同社会の形成は、行政だけで達成できるものではなく、市民や団体等との協働が必要であり」と記述されています。 地域に密着した各種団体（商業団体・組織、同業種組合など）との協働を一層強化することが効果的な推進につながると思っています。具体的な事業を計画するにあたっては是非連携を強化してください。	各事業を実施する際は、関係団体と十分な協議を行い、課題や目的、内容等を共有して事業を進め、連携を強化するように努めます。 また、関係団体や市民、男女共同参画センター利用者、事業への参加者、困難等を抱える当事者等の意見を聴く機会を設け、市の男女共同参画推進に努めます。	市民協働課
7	素案のとおり、育児や介護で仕事を離れた方でも復帰、継続できる体制を計画として整えていただきたい。 65万人の中核市でもある船橋市、他市に劣らぬ住みよい街を目指していきたい。 赤ちゃんからご高齢者まで、地域振興を皆で育て楽しむ船橋市を願っています。	計画素案の方針2　育児・介護の支援基盤の整備で定めたとおり、仕事と育児・介護を両立できる環境や支援体制の整備に取り組みます。	市民協働課
8	目指す姿について、案は「性別にかかわりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」となっていますが、「性別にかかわりなく（個人として）人権が尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」のように、人権という言葉を入れて欲しいです。（　　）の中はどちらでもよいです。施策の体系の中から、人権という言葉が抜け落ちているのが心配です。特に困難女性への支援に関する法律では、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等、が目的と基本理念とされているわけですから、大事な言葉です。	本計画の目指す姿においては、市としての姿勢を示すべく掲げるものであり、男女はもとより、性別によらずすべての市民がお互いを認め合い、支えあい、人と人とのつながりを大切に、公平な機会のもと、自分らしく個性や能力をいかして、第3次船橋市総合計画で定めるように安心していきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会をつくり、笑顔あふれるまちを目指すことを伝えるため、「性別にかかわりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」としました。この中で「個人として尊重され」は基本的人権の尊重を示しております。 なお、男女共同参画社会の根底を成すのは、日本国憲法にうたわれるすべての国民の基本的人権の保障と男女平等であることは変わりなく、第5次計画内素案でも計画の基本理念（計画素案P5）において記載しております。	市民協働課
9	子どもを性暴力の被害者にも加害者にもさせないために、令和5年に文部科学省は「生命の安全教育」を始めています。これは幼児期から高校生までを対象とした取り組みです。千葉県でも教育委員会が、令和8年度から、毎年5月を「生命の安全教育」強化月間としたとホームページに載っていました。各学校における「生命の安全教育」のより一層の充実を目指すそうです。各学校等においては、学校安全計画に「生命の安全教育」を位置付けるとともに、文部科学省作成の教材や資料を活用するなどして、幼児児童生徒への指導や教職員への研修を確実に実施することとしています。 現在、各地で様々な形で性的人権教育（あるいは、包括的性教育）が行われています。子どもを性暴力から守るために、船橋でも小・中学校で取り入れて欲しいので、参画計画に入れることを希望します。	学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施しております。体育科・保健体育科における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき小学校4年生において「体の発育・発達」の中で「思春期の体の変化」について、中学校1年生において「心身の機能の発達と心の健康」の中で「生殖に関わる機能の成熟」について、中学校3年生において「健康な生活と疾病の予防」の中で「エイズ及び性感染症の予防」について取り扱っております。学校教育の中で、自分や自分以外の人も大切にする、人権の尊重を基本に、身体について学んでおります。 また、現在の学習指導要領に基づいた学校教育では、一定の規定があることから、特別な教科道徳、特別活動等の授業を活用し、教科横断的に、小学校高学年及び中学校において、外部講師を活用した生命（いのち）の安全教育を実施している学校も一部ございます。今後においては、市内にこの取り組みが拡がるよう、学校での性教育推進に向け、機会を捉えて呼びかけてまいります。 性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき実施される内容であることから、素案への追加は考えておりませんが、今後も各校で学習を進めていきます。	保健体育課 指導課

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
10	施策の体系 方策⑨高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備 →外国人という単語なくしてほしい この単語を入れると移民まで含まれてしまう 日本人をメインに考えるべき（差別ではなく区別） 男女参画に外国人は入れる必要はない 国際交流課単体でやってもらえばいいと思う	男女共同参画社会の実現には、誰もがその人権を尊重され、様々な社会的特性を持つ方々が安心して暮らせる社会であることが重要で、性別や年齢、国籍、障害等に起因する差別や偏見をなくし、社会全体が社会的特性に関わりなく個人として尊重される環境づくりを進めることが大切であると考えております。 誰もが安心して暮らせる環境整備を推進するにあたり、日本人に限らず、外国人も含めた計画とします。	国際交流課 市民協働課
11	方針６　誰もが安心して暮らせる環境の整備 P.47　方策14　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 方策の方向性32　防災の現場における女性の参画拡大 事業番号119　消防団への女性の積極的な入団の促進 所管：消防局警防課 方策の方向性32「防災の現場における女性の参画拡大」に対する事業として、「消防団への女性の積極的な入団の促進」が位置付けられています。 しかし、女性消防団員の入団を促進することが、どのように実際の防災現場における女性の参画拡大につながるのか、その道筋が見えにくいと感じます。 男女共同参画の視点に立った防災とは、単に女性の人数を増やすことではなく、性別にかかわらず、それぞれの立場や経験を生かしながら、誰もが防災の担い手として参画できる環境を整え、「誰ひとり取り残さない」防災体制をつくることだと考えます。 そのため、入団を促進するのであれば、その先に、「入団した女性が、どこで、どのような役割を担うのか」「そのために組織として何を整えるのか」までを考えておく必要があります。 例えば、地域には平時から自主防災組織があり、避難所運営についても、災害前から避難所運営委員会が組織されています。女性消防団員が災害時に参画するための役割や地域との連携が平時から位置付けられていなければ、発災後に突然参画することは難しいのではないでしょうか。 そこで、まず女性消防団員の災害時の役割や行動マニュアル、研修・人材育成、消防団員全体への男女共同参画の視点に立った防災への理解、地域の防災組織との連携等について、現在どこまで整備されているのか、実態と課題を明らかにした上で、「人材確保」だけでなく、「人材育成」「組織・制度の整備」「地域との連携」「意思決定・活動への参画」までを一連の取組として具体化し、計画に位置付けていただきたいと考えます。 女性消防団員を「増やす」だけでなく、新たに加わった人材が実際に防災・災害対応の現場で役割を担い、参画できる仕組みまで整えることが、方策32「防災の現場における女性の参画拡大」につながるのではないでしょうか。	計画素案では「消防団への女性の積極的な入団の促進」となっておりますが、入団後は、団員の育成のため規律訓練、応急救護の指導、消防訓練、防災訓練等の研修や訓練を実施しております。 女性消防団員は、団本部の女性消防部の他に各分団（第１分団～第２０分団）に所属している女性消防団員もいますので、災害時には、地域に密着した活動を実施しています。 女性消防団員の入団及び育成につきましては、地域防災力の維持・向上を図り、誰もが安心して生活できるくらしの実現のために重要な課題であると認識しております。人口減少や少子高齢化、団員確保の困難化など、消防団を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、課題を整理し、必要な取り組みの検討を進めてまいります。	消防局警防課

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
12	P.54～　方針8　配偶者等からの暴力の防止及びh被害者の保護等の推進 本方針では、被害者の一時保護、情報管理、自立支援、職員研修、民間支援団体との連携、関係機関の連携等、被害者の保護・支援に関する取組が位置付けられています。 一方で、DVの防止及び被害者の保護を実効性のあるものにするためには、被害者への支援に加え、加害者への働きかけや再発防止の取組も重要ではないでしょうか。 国においても、DV加害者プログラムについて試行・検討が進められ、令和5年の基本方針では、加害者プログラムを「配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つ」であり、「被害者支援につながるもの」と位置付けています。また、令和6年度からは、自治体による加害者プログラムの実施を交付金により支援するなど、取組が進められています。 こうした国の動向を踏まえ、船橋市においても、被害者の安全確保・自立支援に加え、加害者プログラムへの適切な誘導や実施、関係機関・民間団体との連携による再発防止の取組について、第5次計画に位置付ける必要があるのではないでしょうか。 被害者を守るための支援と、暴力を繰り返さないための加害者への働きかけを両輪として、DVの防止及び被害者の保護を進めることが必要です。 「人数や制度を整えること」だけで終わらせず、計画が目指す「防止」と「被害者保護」を実際に実現するための仕組みまでを計画に位置付けることを検討していただきたいです。	ご意見を踏まえ、方針7内に文章を追加いたします。 【追加文】 加害者への対応については、女性の生き方相談や男性の生き方相談といった相談窓口で加害者からの相談にも応じるなど、DVの防止に努めます。DV加害者プログラムについては、国や県の動向を注視し、情報収集に努めます。	こども家庭センター 市民協働課

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
13	P.60～　方針10「男女共同参画に関する教育等の推進」 方策20「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」 方策の方向性14「教育の場における男女共同参画のための意識の醸成を図る」 事業番号155「男女共同参画社会標語コンクール」 担当課：市民協働課 事業番号156「人権教育・啓発活動の促進」 担当課：指導課 男女共同参画に関する教育においては、「男女平等」「人権」「ジェンダー」等について理解することに加え、その次の段階にある「参画」までを学ぶことが重要ではないでしょうか。 昨年度、推進委員会で男女共同参画社会標語コンクールの標語選定に参加した際、多くの生徒が「男女平等」「ジェンダーレス」「人権」に関する標語を応募していました。これらの考え方が子どもたちの中に浸透していることを感じる一方で、「共同参画とは何か」「なぜ男女が計画段階から意思決定の場に参画することが大切なのか」という視点が十分に含まれていないように感じました。 男女共同参画は、「男女は平等である」と理解することや、互いに配慮することだけで終わるものではなく、その先に、性別にかかわらず、計画・企画の段階から意思決定の場に関わることのできる社会と考えます。 現在の教育・啓発は、男女平等や人権等についての理解を深める段階にとどまり、その次の段階である「参画」について学ぶところまで十分に進んでいないのではないでしょうか。 今後は、「参画」とは何か、計画・企画の段階から意思決定の場に関わることの大切さを学ぶ機会を教育の中に取り入れ、男女平等や人権等への理解を土台に、男女共同参画教育を次の段階へ進めていただきたいと考えます。 男女共同参画社会を次の世代に渡していけるような教育・学習の取組を、第5次計画に位置付けていただきたいです。	ご意見を踏まえ、方針10内の文言を追加いたします。 【旧】 男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることや、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進します。 【新】 男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることや、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することへの理解、参画の必要性への理解が深まるよう、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進します。 また、本計画の各事業に取り組む際には、なぜ男女共同参画の推進が必要なのか、すべての世代において男女共同参画の理念や考え方を正しく理解していただくよう発信するように努め、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進します。	指導課 市民協働課
14	計画の基本理念（5頁）について （2）の「社会における制度又は慣行についての配慮」というタイトルについて、基本法第4条の見出しを反映したものと存じますが、市の基本計画の「基本方針」の文言としては違和感がございます。 制度や慣行そのものを配慮（容認）しているようにも受け取れるため、「固定観念（思い込み）に基づく制度や慣行の見直し」などの方が、内容（法や制度におけるアンコンシャス・バイアスの克服）がより明確に伝わるのではないかと思います。	ご意見のとおり、本計画の基本理念は男女共同参画社会基本法から引用しているものです。 男女共同参画社会は、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会でありますが、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、結果として就労等の活動の選択をしにくくするような偏った影響を与えるおそれがあります。これらのことを踏まえ、男女共同参画社会の形成に当たって、社会制度・慣行の及ぼす影響に配慮することを基本理念としています。	市民協働課
15	指標の⑤「ワーク・ライフ・バランス」について 「ワーク・ライフ・バランスの周知度」を指標とすることについて、言葉の認知だけでなく、実際の実現度が重要であると考えます。 現状、女性が家事や育児、介護の多くを担っており、仕事と家庭の双方の責任を求められることが不平等感に繋がっている側面があります。将来的には、言葉の周知度だけでなく「ワーク・ライフ・バランスをうまくとれていると感じるか（実現度）」を指標とすることもご検討いただければ幸いです。	ご意見のとおり、ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度もさることながら、個人としての実現度や事業者（企業）としての環境整備状況などが重要と思います。 これらが可視化して評価できることが可能か、今後、研究を進めたいと考えます。	市民協働課

No.	意見内容	事務局の考え方	関係課
16	第5次計画の新規性について 第4次計画との違いや新しく見直された項目が分かりにくいため、冊子内（例：3頁の「計画の性格」など）や広報等で明示されると良いのではないかと思います。 今回、12ページの「Ⅱ．基本計画」でマーク（★☆◆等）が付されているのは、どのような法律に基づく施策かが分かりやすいと感じました。 ですので、たとえば、「Ⅱ．基本計画」の部分で、令和6年に制定された困難女性支援法を踏まえた計画であることを明記するだとか、 今回の変更点を簡潔に記載いただくなどの工夫があると、今回の計画の特徴がより明確になると感じます。	ご意見のとおり、P3の「計画の性格」の図において、本計画が新たに困難女性支援法に基づく市町村基本計画に位置づけされたことが分かるように「新規」のイラストを追加いたします。 なお、今回の計画内容では、施策の体系における目指す姿や課題、方針、方策、方策の方向性、各事業など多くの点を前回計画から変更しており、変更点を一覧で示すことは難しいと考えております。 今後実施予定のパブリックコメントの際は、本計画素案の性格や内容のポイントを簡潔に伝え、市民等の内容理解の促進をすることを目的に概要版を作成する予定です。	市民協働課